

# 北広島町農業委員会第 18 回総会議事録

- 事務局 (第 18 回北広島町農業委員会総会開会宣言)
- 会長 (開会あいさつ)
- 事務局長 (報告)
- 会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号 14 番、17 番にお願いします。

---

## 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

- 議長 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について、農地法 3 条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 6 年 12 月 20 日提出北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号 1 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当委員の●●委員より補足説明をお願いします。
- 12 番 12 番の●●が説明いたします。先般、12 月 10 日に●●委員、●●推進委員ともに現地調査を行いました。また、同時に譲受人からも電話で話を聞いております。現在、申請地の 261-2 はハウスが建っていて、トマト農家に貸しておられます。それと 654-1、654-2、655-6 は 1 枚の田になっていまして、今年から水稻農家に貸しておられます。この 2 筆は、今後も貸すことになると言っておられました。広島市からの通い耕作となりますが、実際には 2 筆で自家野菜を栽培するということですので、地域営農には影響はないと思っております。機械もありますし、十分に耕作可能だと思われまます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。審議のほどよろしくをお願いします。
- 議長 それでは番号 1 番について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願いします。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。従って申請のとおり許可することに決定しました。番号 2 番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当委員の●●委員より補足説明をお願いします。
- 2 番 2 番の岡田が補足説明をさせていただきます。12 月 8 日、●●委員、●●推進委員ともに現地にて譲受人と面談を行いました。譲渡人は近くに住んでおられ、高齢なので作ることを止めたいということで、今回の譲受人に渡したいと話をされていま

した。これまで作っていただいていた人へということです。譲受人も結構、高齢の方で、86歳でどうなのかとは思われますが、近くの甥にあたる方とか、機械を共同購入している周辺の4件の農家と一緒に耕作をされており、そのリーダー的な存在でもあります。以上のことから技術面、労力面、機械等全て整っておりまして、問題なしと思われます。地域農業にも影響がないと考えられますので、以上のことから、農地法第3条第2項に該当しないため、許可相当と思われます。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 それでは番号2番について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願いします。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って申請のとおり許可することに決定しました。番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員の●●委員より補足説明をお願いします。

3番 3番●●の方で補足説明をさせていただきます。12月8日に、●●委員、●●推進委員と3名で現地調査をし、譲受人に立会していただき、お話を聞きました。家の横が農地で、81㎡でマルチがしてあり、半分くらいで白菜等がつくられています。もう一つが家の前側になりまして、以前からマルチで覆われていて休耕中ということでした。姉から妹への贈与ということで、草刈り機2台と小農具一式があります。この農地の広さであれば家庭菜園に対応できるであろうと思われます。今回の贈与が2筆342㎡で、農業経営規模が443㎡となっております。その差が101㎡ありますが、確認しますと平成13年3月で墓地になっておりまして、これは既に●●推進委員の方で転用の○○が出されています。届が出ているのか、無断で行われているのかは調べてみないとわかりませんが、今回の申請とは直接関係ないということでの整理です。以上のことから、農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 それでは番号3番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。

6番 議案資料の中で、不在責任者？という記載があるのですが、これは何か理由があるのですか。

事務局 農地の筆別を確認していきますと、一致したということがありまして、所有者の方が農地を持っておられたけれども世帯の中にあつたということで、農地台帳で見ましたら責任者は●●という代表になっていましたので、表示させてもらっています。

6番 補足ですが、今の●●さんは、この11月に亡くなられています。

議長 他にありませんか。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って申請のとおり許可することに決定しました。番号4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。

3番 3番●●の方で補足説明をいたします。この件も12月8日に●●委員、●●推進委員と現地確認し、譲受人には現場から電話で確認を行いました。説明に入る前に、面積が違うと思うのですが、私は申請書で調査をして違和感がなかったのですが、昨日の夜に議案のチェックをしていたら、申請書と面積が違っていました。申請書によりますと632-1番が263㎡、632-2番が41㎡、1500番が469㎡、合計773㎡で、議案の方と19㎡の差があります。19㎡はどこになるのかと、パトロールの地図で調べてみたら、9ページの現況地図の右端の下のところ半分切れかけたところがありますが、そこに小さく19㎡とあります。農家台帳には載っていますが、今回の売買には入っていないということになります。なぜかなとも思いましたが、申請されたものについて調査するのが本来ですので、このことについては棚上げにしています。このほかにも規模を見ていただきますと、貸付が9,146㎡ということですが、6筆が家の周りにあるということになります。面積については以上のようなことですが、本人確認しましたように、空き家バンクではなくて不動産屋ということでしたが、一戸建ての売却に伴ってセットで家庭菜園にも以前から興味があったので、夫婦で家庭菜園に挑戦してみたいということです。農機具は譲渡人から譲り受けて耕作をするのを楽しみにしているということでした。写真にもありましたがブドウ棚もある状況です。9ページの現況地図で632-2番の反対側が宅地で、それを購入して区画で2枚の畑をもらうということですが、632-1番は小高いところにありまして、他のほ場とは隔絶されていまして、他の農地には影響がありません。また、1500番についても道沿いになるということで、他の農地への影響は考えられないということです。以上のことから、農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。以上です。

議長 事務局で、面積についてはどうですか。

事務局 現況地図の方が正しいです。議案の方はご指摘の通り訂正させていただきます。

議長 それでは番号4番について質疑に入ります。ご質問、ご意見ををお願いします。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って申請のとおり許可することに決定しました。番号5番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。

9 番 9番●●が補足説明をさせていただきます。去る12月16日、●●委員、●●推進委員とともに現地を確認させていただきました。この案件につきましては今年の7月に譲受人から農林課の方にご相談があり、どういう手続きをすれば良いかということで私の方が現地調査に行かせていただいた経緯があります。今回、譲受人、譲渡人の双方で贈与ということで決まりましたので、その申請になります。現地の状況ですが、柿とか栗が植えられていますが、手入れがされてなくて枯れたような状態です。右下に水路が通ってまして、譲受人の田が周辺にあって、どうしても草を刈らなければいけないということで、今回の運びになりました。以上のことから、農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議 長 それでは番号5番について質疑に入ります。ご質問、ご意見ををお願いします。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って申請のとおり許可することに決定しました。番号6番、7番については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。

9 番 担当の●●が補足説明をさせていただきます。現地確認につきましては、12月16日に●●委員、●●推進委員と、譲受人の代理人となる●●さんが同席のうえ行いました。写真のところは以前からシルバー人材センターの方で草刈りをされ、管理はされていまして。今回の譲受人については山口から移住されるということで、近所の方も喜んであられます。写真が437-1番で田ですが、現在は●●の方へ耕作依頼をされています。ここについても現在、切り替えの申請をされていると聞いております。譲受人の耕作については、奥さんの方が何年か野菜を作っておられたということで、耕運機や草刈り機はこれから購入されるということです。今後、確認をしていきたいと思っています。以上のことから、農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議 長 それでは番号6番、7番について質疑に入ります。ご質問、ご意見ををお願いします。

3 番 これは空き家バンクの関連ですか。●●の方とは利用権を解約して、全部自分でやっていくということですか。

事 務 局 利用権設定については、合意解約の上、申請をされています。その後についてですが、利用権設定をしてしまうと農地をご自身が経営していないことになって、農地法3条の許可要件に合致しなくなるため、ご相談に来られた時に、農作業受委託で

対応できるかどうかということ、●●と話し合ってもらうようお願いはしています。

3 番 利用権設定ではなくて作業委託をされているということですね。

事務局 そうです。所有権移転後は作業委託をされる予定になっています。

議長 他にありませんでしょうか。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。番号6番、7番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って申請のとおり許可することに決定しました。番号8番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。

16 番 16番●●が8番案件につきまして補足説明をさせていただきます。去る12月11日、●●委員、●●推進委員と3名で現地へ赴き、調査をさせていただきました。経過等につきましては資料に記載されておりますが、譲受人がお父さんの代から維持管理をされていて、今回、会社勤めで忙しいということで、3条案件で申請をされています。それから譲受人は、合同会社●●農園も立上げておられまして、面積で言いますと25ha近くありますが、乾燥調製は昔ながらの小さい建屋でやっておられまして、規模拡大に伴って収穫・調整作業が難しくなってきたということで、今回、5筆の譲受を申請される運びになっています。今後、農業施設を造っていきたいという思いを聞かせてもらっています。この時期、谷を奥に向かって〇〇さん、〇〇さん2人で管理をされていますが、田は小さく、勾配が急だということで、雨が降ったりすると4番、3番、2番の筆の水路が溢れることも危惧される状況で、今後の乾燥調製施設の候補地については、そのようなことがないように候補地を選ばれ、引き続き管理をされていくものと思われます。以上のことから、農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 それでは番号8番について質疑に入ります。ご質問、ご意見ををお願いします。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って申請のとおり許可することに決定しました。番号9番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。

- 11 番 担当の●●が補足説明をさせていただきます。去る12月18日に●●委員、●●推進委員と3人で現地の方へ確認に行きました。そして当日、電話で関係者の方に確認をしました。譲渡人が県外におられるということで相続されて管理できないという状況になりまして、どうにかしたいということで、以前からこの田を管理されているという譲受人へ渡すということで話が成立したようです。譲受人は以前から耕作されているため、機械、労働力、技術も大丈夫ですし、周辺に対する影響もないものと思われまます。以上のことから、農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。ご審議の程、よろしくお願ひします。
- 議 長 それでは番号9番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。
- 3 番 ほ場整備以前で面積もかなりあるのに、譲渡ではなくて贈与になったのは理由があるのですか。
- 事務局 申請を受理した時には、特段お聞きしてはいません。
- 3 番 これは行政書士さんの申請ですか。
- 事務局 地域の行政書士が委任を受けて申請されている状況です。
- 議 長 他にありませんか。  
ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って申請のとおり許可することに決定しました。番号10番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議 長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。
- 14 番 14番●●です。よろしくお願ひします。12月16日に私と●●推進委員、●●推進委員の3名で現地確認をしております。空き家バンク関係と聞いております。現地確認した時は、譲渡人、譲受人ともに居られなかったもので、現地確認だけで帰りました。譲受人が家を購入されて、周りの畑を10万円で買われるということなので、手続き上は問題ないと思われまます。後に行政書士の●●さんへ譲受人はどのような人なのかと聞きましたら、農業も家庭菜園などをされる予定だということでした。その程度なら地域の農地が荒れないのでいいだろうということです。以上のことから許可相当であると思われまます。よろしくお願ひします。
- 議 長 それでは番号10番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。
- 5 番 ●●の所は非農地証明を取らなくても大丈夫なのですか。

- 事務局 非農地証明につきましては、現状、自然改廃にしか許可を出していない状況で、草木が生い茂っていて復旧ができない場合などです。●●の所は、耕作をしようと思えばできる場所ととらえることができると思われます。今回、耕作ができないことはないので非農地に該当しない農地ということで申請していただいています。写真は現況地番と照らし合わせて撮影したのですが、ちょうど雪をかぶっているところで、左の3分の1くらいから近所との境界線になっていまして、木などは生えていない状況でしたが、夏場の申請であった場合、状況も変わってくるかもしれませんので、どう扱うかは今後の検討かなというところもあります。
- 議長 図面で説明してください。
- 事務局 (説明)
- 議長 そこは個人名義の公衆用道路ですか。
- 14番 町道をつくった時の残りの農地になります。
- 議長 傾斜は相当ありますか。
- 14番 多少ありますが、登れるくらいです。
- 事務局 申請書では14㎡ほど、ミョウガを育てられることになっています。
- 議長 他に質問はありますか。
- 6番 農地パトロールではどうなっていますか。
- 14番 農地パトロールは担当の範囲ではありませんが、おそらく農地で残っていると思います。非農地にしてもらった方が良いのですかね。ここだけ残しておくわけにはいかないのももらえるようになったのだと思いますが。
- 3番 他の残りの農地については、何か予定がありますか。
- 14番 そこまで把握していません。
- 事務局 そのことについては把握しておりません。
- 3番 この件は空き家バンクの関係ですよね。そこだけ残しても仕方がないですよね。
- 14番 家の上の方にいくつか土地が残っている可能性もありますが、既に非農地に近いかたちになっているのかもしれませんが。
- 3番 このことに関連して、以前から農業委員会と空き家バンクの担当課が異なるので、その連携をどうするのかということが課題になっています。今はどのような連携、チェックがされているのですか。対象となる空き家に農地がある場合など、どのようなになっているのですか。

- 事務局 空き家バンクの担当者が、宅地に農地が付随していた場合、農業委員会に話があって、農業委員会の方から譲渡人、譲受人など関係者に話をさせていただきます。なので、農業委員会が知らない状態で申請が出るということはありません。
- 3 番 今回の場合、残りの農地があるということで、整理されていない状態ですし、私が担当した案件でも、農家台帳上ずっと残ってしまうということがありました。課題があるということは感じていますので、関係する別の案件の時にでも検討してください。
- 議長 他にありませんか。  
ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。従って申請のとおり許可することに決定しました。

---

## 議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の承認について

- 議長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について、農地法5条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和6年12月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号11番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。
- 2 番 2番●●が補足説明をさせていただきます。12月8日、●●委員、●●推進委員とともに、申請人との面談を行いました。概要は事務局の説明のとおりです。申請地は共同購入している機械を入れる倉庫で、3条案件の申請人と同一で、この度、適正化を図られて譲受人が引き継いでもらうというかたちになります。申請地はほ場整備が実施された時に換地として出たもので、残土を掘ると礫等が出てどうしようもないので、ここに倉庫を建てようということになったそうです。4件で話し合われて造られた倉庫になっています。ここには水路がなく、農地としてみるには厳しい状態でした。申請地の下には田があり、ここには水路はあります。この度は始末書を付けての申請であり、既に倉庫が建っており、これから改修しながら維持管理していこうということでしたので、追認案件のかたちではありますが、今回の申請になっています。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議長 それでは番号11番について質疑に入ります。ご質問、ご意見を申し上げます。
- 職務代理 換地という説明がありましたが、農地区分が第一種農地になっています。これはどうなのですか。

- 2 番 本人は、いつの間にか一種農地にされていたと言われていました。旧町の時に、無理やりやられたような感じがするとも言われていました。
- 事務局 こちらの取扱いは、第一種農地ではなく第二種農地になります。訂正をお願いします。従って、県への諮問もないと思われしますので、確認しながら進めていきます。
- 5 番 後から、やはり県への諮問が必要だったとなった場合はどうなりますか。
- 事務局 農業委員会の許可の後に県へ諮問するようになるので、許可自体は大丈夫ですが、その後の対応が違ってくることになります。
- 5 番 農振除外とかは関係ないですか。
- 事務局 無回答だったので、大丈夫です。
- 議長 他にありませんか。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。従って申請のとおり許可することに決定しました。番号 12 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。
- 7 番 ●●より説明をいたします。12月10日、私と●●委員、●●推進委員の3名で現地の方へ行きました。写真では何も動いてはいませんが、実は解体が行われていて、建設課の方へも、まだ解体はダメでしょうと、苦情も入れておきました。その後、申請者に将来的にはどのようなのかと電話で聞きましたところ、宅地にして土地として売りたいという意向でした。以上です。
- 議長 それでは番号 12 番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。
- 5 番 相続人代表者と書いてありますが、これはまだ相続登記が終わっていないということでしょうか。
- 事務局 これはご存命の方と亡くなられた方が混在してしまっていて、それを確認させていただいたうえで、相続人に該当する方が申請人を含めて 10 名の方の委任状を添付いただき、申請していただいています。登記簿上は相続が済んでいない状況です。
- 職務代理 相続の関係で、3年以内に相続をする義務が生じたということで、3年以上になると罰金も生じるということになるのですが、そういったところの指導はどうなっているのか、指導していくべきなのかということも含めてどのように考えるのでしょうか。
- 5 番 一応、法務局が見つけた時に、なぜ登記をしないのか教えてくださいという照会状

を送って、その理由が正当だったら罰金はないということになります。認知症の方がおられるとか権利者が多くて相続手続きができないとか、結構、理由の許容範囲は広いようです。また、法務局が探して見つけるというのも、全部ということにもならないということもあるようです。

議 長 他にありませんか。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って申請のとおり許可することに決定しました。

---

### 議案第3号 農業用施設の転用届について

議 長 議案第2号 農業用施設の転用届について、農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、別紙のとおり届出があったので意見を求める。令和6年12月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号13番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。

9 番 9番●●が補足説明をさせていただきます。現地確認につきましては、12月16日に行政書士と●●委員、●●推進委員と一緒にしております。この案件につきましては今年の10月の総会の4番案件で出たところです。現在、広島市の方で耕作されていますが、農機具を置くところがないということで、15分から20分、こちらの方へ移動して置き場を設置するというので申請されています。写真の右側がバイパス側で、出入りも容易だということで、農業用機械の倉庫を設置するように考えておられます。地域への影響もなく、問題はないと思われれます。以上です。

議 長 それでは番号13番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。

3 番 予定地の写真はどのように撮っていますか。

事務局 (撮影位置についての説明)

3 番 具体的に現地の利用状況はどのようになっていますか。残りの農地はどうなっていますか。

事務局 前回の申請の時に、一旦、きれいに整地されまして、写真では見えませんが、向こう側は草も刈り払われて、農地として活用できる状態にはなっています。手前の方は畑として農地が残っていますので、おそらく農機具を設置されてから耕作をされるのに問題はないと考えます。

- 3 番 空き家バンク関係で、申請の段階からわかっているのなら、説明資料につけてあれば解りやすいですね。それと写真の撮影位置も示してあればいいですね。最近の携帯でも操作できるようになっているのでは。
- 事務局 努力はしますが、事務局3人でやっています。間に合わない部分もありますが、写真などを見ていただく時に矢印など表示できるやり方もありますので、可能な範囲で説明できるように努めさせていただきます。
- 議長 他にありませんか。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。申請のとおり受理してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。従って申請のとおり受理することに決定しました。

---

### 議案第4号 非農地証明申請について

- 議長 議案第4号 非農地証明申請について、非農地証明現地調査員の現地調査の結果、別紙の申請について非農地証明を発行することについて承認を求める。令和6年12月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号14番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。
- 17 番 17番●●が補足説明をさせていただきます。●●委員、●●委員と現地の方は確認しました。写真でもお判りいただけるとは思いますが、山が競っていて、そこにある畑が20年以上耕作されていないような状態です。畑に戻すには困難であると判断しました。以上のことから、受理は妥当かと思われます。審議の方をよろしく願います。
- 議長 それでは番号14番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。
- 3 番 図面では田に接しているように見えるのですが、放置して山林にして、支障はないのですか。
- 17 番 この田は、今は牧草地として使われていますが、樹が生い茂って見えるのは山の部分です。畑には樹は立っていません。古いハウスが建っているのがあって、見えにくいですが、境界はわかりにくくなっています。
- 議長 他にご質問はありませんか。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。番号14番について申請のとおり決定してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って申請のとおり受理することに決定しました。

---

### 議案第 5 号 農用地利用集積計画について

議 長 議案第 5 号 農用地利用集積計画について、農用地利用集積計画に係る利用権の同意を得た農用地利用集積計画について意見を求める。令和 6 年 12 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 議案第 5 号について質疑に入ります。ご質問、ご意見ををお願いします。

議 長 ご質問、ご意見はありませんか。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。議案第 5 号について申請のとおり決定してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って申請のとおり決定いたしました。

議事終了